

基本理念

子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を区民と力をあわせ実現します

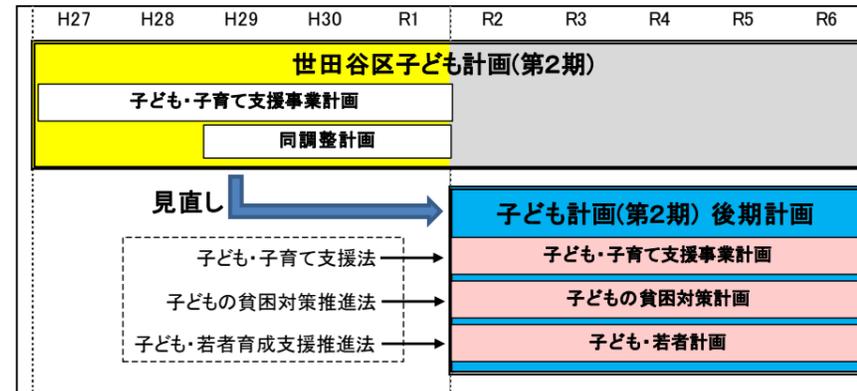
第1章 計画の策定にあたって

策定の趣旨・計画期間・計画の位置づけ

子ども計画（第2期）に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に最終年度を迎えることから、令和2年度以降5年間の事業計画を定めます。また、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるなど区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きく変容しています。

こうした状況の変化に的確に対応するため、上記事業計画を内包し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」を策定します。

なお、子ども計画は「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定しており、右図にある区市町村計画を内包します。



第4章 計画の内容（体系）

大項目	中項目
子育て家庭への支援	身近なつどい・気軽な相談の場の充実
	身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化
	妊娠期から地域につながる取組みの推進 ～世田谷版ネウボラの推進～
	子どもと親のこころと体の健康づくり
	子育て力発揮への支援
保育・幼児教育の充実	子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の受け皿確保
	保育・幼児教育の質の向上
支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	要保護児童・養育困難家庭への重層的支援
	配慮が必要な子どもの支援
	生活困難を抱える子どもの支援 ～子どもの貧困対策の推進～
	ひとり親家庭の子どもの支援
	悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援
質の高い学校教育の充実	地域との連携・協働による教育
	「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進
	多様な個性がいかされる教育の推進
子どもの成長と活動の支援	子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実
	子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
子どもが育つ環境整備	地域の子育て力の向上
	社会環境の整備
	子どもの権利擁護・意識の醸成

第2章 計画の基本的考え方

目指すべき姿『子どもがいきいきわくわく育つまち』

基本コンセプト『子ども主体』

目指すべき姿を実現するには、すべての子どもが守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく元気に過ごすことのできる環境が、身近な地域の中で具体化される必要があります。そのため、予防的な取組みを推進していくことが重要です。

計画の策定にあたっては、重点政策や施策・取組みが「子ども主体」で組み立てられているか、子どもが豊かに成長していく支えとなるものかという視点を軸として検討を進めました。あわせて、子ども主体を実現していく手段として、右の3つの視点を持って検討を進めていくこととしました。

つなぐ・つながる

- 適切な居場所や支援へのつなぎ役とその育成
- 地域・地区の施設・機関・団体等のネットワーク強化
- 地域で育った子どもが親となり、自分の育った地域の中で子育てをするつながり
- 支援を受けながら子育てした人が、支援の担い手にまわる支援の循環

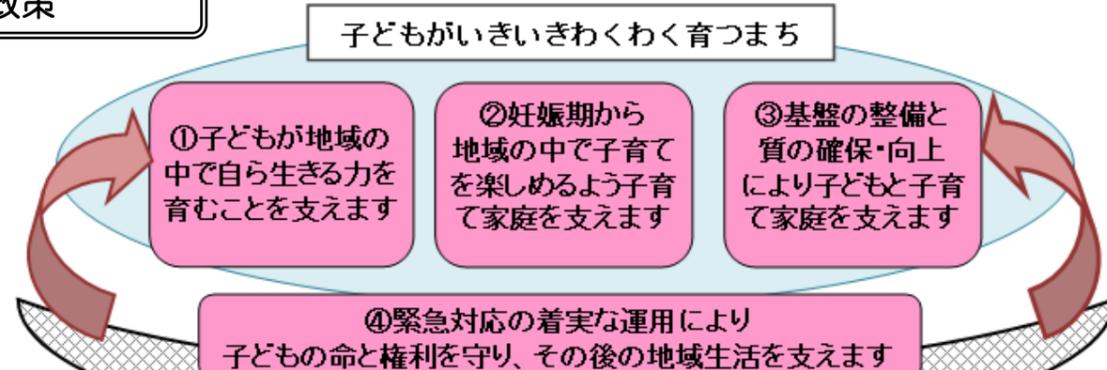
参加と協働

- 子どもの意見表明機会の充実及び子ども自身の主体的な参加や参画のもと、施策・事業等における子どもの声の尊重・反映
- 区民、保護者、子育て支援者、事業者と協働した地域社会づくり
- 地域の協働相手として区が果たすべき役割の明確化

地域の子育て力

- 子どもが地域の中で見守られ、励まされ、支えられながら本来持っている力を発揮できる環境の創出に向けた地域の子育て力の向上
- 地域の子どもや子育てを気にかけて、一緒に育てる意識・気運醸成と応援したいと思う人が役割を果たせる仕組み

第3章 重点政策



## 後期計画のポイント（第4章 計画の内容）

### ●子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を柱とした児童相談行政の実現 （⇒大項目3 中項目(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援）

平成28年の児童福祉法の改正を受け、令和2年4月から児童相談所設置自治体として、子ども家庭支援センターと児童相談所がそれぞれの役割を担いながら一体となって、支援の充実と適切な介入を行っていく必要があります。

子ども家庭支援センターや児童相談所など、児童相談行政に関わる職員の専門性の確保と経験の蓄積に努めるとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより、児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を構築します。

また、子どもの人権に配慮した一時保護を行うとともに、保護児童や措置児童の意見表明・権利擁護の仕組みを構築します。さらに、一人ひとりの子どもの最善の利益の実現のため、家庭養育を中心とした多様な社会的養護の受け皿の拡充と支援を行います。

### ●子ども・子育てにかかる相談支援・見守りのネットワークの強化 （⇒大項目1 中項目(2) 身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化）

子どもや子育て家庭の相談支援は、これまでも身近な地区の中で日常利用している施設などで気軽に相談できる体制整備に努めてきましたが、子どもや子育て家庭が抱える課題が多様化・複雑化する中、子どもの成長やライフステージの変化で支援や情報が途切れることのないような仕組みが必要です。

そのためにも、児童館が幅広い利用者や地域でネットワークをもつことなどの特長を生かし、子どもや子育て家庭に身近な地区の中で、健全育成を基盤に相談、気づき、見守り等を行うとともに、多様な地域資源と連携・協力し、相談支援や見守りのネットワークの中核的な役割を果たすことにより、切れ目のない支援や見守りを強化します。

あわせて、児童館が地区において中核的な役割を果たすことができるよう、児童館の機能強化を図るとともに児童館の再整備を進めます。

### ●総合的な子どもの貧困対策の実施 （⇒大項目3 中項目(3) 生活困難を抱える子どもの支援 ～子どもの貧困対策の推進～）

令和元年6月の子どもの貧困対策推進法の改正により、区市町村における計画策定が努力義務化されたことを受け、子どもの貧困対策について、子ども計画に位置づけて事業展開を図ります。

区が実施した子どもの生活実態調査の結果では、生活困難を抱える小中学生が区内においても1割以上存在し、子どもの食や体験、学習、人間関係や居場所、自己肯定感、健康面等での影響を受けていることから、状況改善に向けた対応を進め、総合的に子どもの貧困対策の推進を図ります。

子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱が施策の柱とする「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労に関する支援」「経済的支援」の4分野に、区が子どもの貧困対策の柱の一つとしてきた「支援につながる仕組みづくり」を加えた5分野を柱に、総合的な子どもの貧困対策を進めます。

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### (1)教育・保育事業

	令和元年度(見込)					令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定0歳	3号認定1-2歳	1号認定	2号認定		3号認定0歳	3号認定1-2歳
		幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外				幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外		
需要量見込み	12,200	610	9,669	3,286	7,206	7,960	2,885	11,105	2,381	8,700
確保の内容	特定教育・保育施設	1,781	10,320	1,468	5,913	1,781	11,622	1,891	7,195	
	新制度に移行しない幼稚園	10,165				10,165				
	区外利用－区内利用	636				636				
	地域型保育事業所		11	96	284		11	96	284	
	認可外保育施設		399	508	1,567		375	433	1,305	
	確保総計	12,582	10,730	2,072	7,764	12,582	12,008	2,420	8,784	

### (2)子ども・子育て支援事業

		令和元年度	令和6年度	
		実績(見込)	需要量見込み	確保の内容
利用者支援事業	基本型・特定型(ヶ所)	11	11	11
	母子保健型(ヶ所)	5	5	5
延長保育	(人)	4,926	4,770	5,816
一時預かり事業	幼稚園による一時預かり	(人日)	412,007	542,568
	その他の一時預かり	一時預かり(人日)	171,800	-
		ファミサポ(人日)	32,366	-
		合計(人日)	204,166	266,810
ファミリー・サポート・センター事業<就学児>	(人日)	12,507	45,769	16,442
学童クラブ事業	低学年(人)	7,204	7,281	7,281
ショートステイ事業	(人日)	2,920	2,236	4,495
養育支援訪問事業	(件)	231	306	306
	委託事業者数	28	-	29
ひろば事業	(人日)	383,210	456,509	458,210
	(ヶ所)	65	80	80
病児・病後児保育	(人日)	23,700	28,022	28,500

## 第6章 若者計画

子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」のうち、子どもに関わる計画は子ども計画本体に内包し、若者の育成支援に関わる計画を「若者計画」として位置づけて策定します。

- 若者の交流と活動の推進
- 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 生きづらさを抱えた若者の支援
- 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援